

子ども・子育て支援金制度の趣旨

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度が令和8年度より開始

政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負う（子ども・子育て支援法）

社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤にしてともに支え合う仕組みである。子ども・子育て支援金制度もこうした連帯によって、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組みであり、支援金は保険料と整理される。

医療分
(療養の給付等分)

+

支援金分
(後期高齢者
支援金分)

+

介護分
(介護納付金分)

+

子ども・子育て
支援金分
(支援納付金分)

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。^{注1}
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。^{注2}
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。^{注3}

注1 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

注2 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。

注3 以下の措置等について、子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づき、引き続き政令・府省令の整備等を検討。

- 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

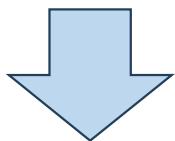
長野市が納付する支援納付金の見込み額と必要な保険料

$$\boxed{\text{月額平均 } 250\text{円}} \times 12\text{カ月} = \boxed{\text{年額 } \text{一人}3,000\text{円}}$$

令和 7 年度 平均被保険者数 60,080人

$$3,000\text{円} \times 60,080\text{人} = 180,240,000\text{円}$$

約 1 億 8 千万円を支援納付金として納付する（県に支払う）見込み



$$\text{令和 6 年度の現年収納率} 94.23\% \text{ を考慮すると} \\ 180,240,000\text{円} \div 0.9423 = \mathbf{191,276,663\text{円}}$$

約 1 億 9 千万円が保険料調定額として必要となる

長野市の保険料の計算基礎

	所得割 (賦課標準額に対してかかるもの)	均等割 (加入者一人ごとにかかるもの)	平等割 (一世帯当たりにかかるもの)	一世帯当たり 年間限度額
①医療分 加入者全員が負担	8.2%	17,760円	19,680円	66万円
②支援金分 加入者全員が負担	2.8%	6,240円	7,560円	26万円
③介護分 40~64歳の加入者が負担	2.6%	8,760円	7,080円	17万円
④子育て支援分 19歳以上の加入者が負担	○.○%	○○円	○○円	○○万円

この部分を今回、設定する。

第二次財政健全化計画に基づき、
今回は据え置きとしたい。

限度額は
国から示
される

子育て支援分の設定案

5

保険料率	金額
所得割	0.3%
均等割	1,440
平等割	1,200
①合計	232,919,737



所得割 (賦課標準額に対してかかるもの)	均等割 (加入者一人ごとにかかるもの)	平等割 (一世帯当たりにかかるもの)
子育て支援分 19歳以上の加入者が負担	0.3%	1,440円

保険料率の区分別賦課割合について

子育て支援分	応能分（所得割）の割合	応益分（均等割+平等割）の割合
設定案	47.07%	52.93%
医療分等との合計	58.12%	41.88%

参考	令和7年度	応能分の割合	応益分の割合
	医療分	61.21%	38.79%
	支援金分	60.05%	39.95%
	介護分	53.24%	46.76%
	合計	60.22%	39.78%